

認定番号	01P-080-08
認定種別	快適職場（プラチナ）

快適施策実施状況報告書

1) 作業所情報

会社名	戸田建設株式会社千葉支店
作業所名	(仮称)ESR 市川ディストリビューションセンター新築工事
作業所所在地	千葉県市川市二俣678-55他
工期(自)～(至)	平成29年9月7日 ～ 平成31年1月31日
工事種類 ※下記表から ご選択下さい	倉庫・物流施設
工事概要 (120字以内)	建物用途:倉庫業を営む倉庫 構造:鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造 階数:4/0 建築面積:57,135㎡ 延床面積:225,007㎡

※工事種類分類

土木	橋梁・高架構造物工事、トンネル工事、ダム・えん堤工事、管渠工事、電線路工事、舗装工事、しゅんせつ・埋立工事、土工事、その他（具体的に記入）
建築	住宅、事務所、店舗、工場・発電所、倉庫・物流施設、教育・研究・文化施設、医療・福祉施設、宿泊施設、娯楽施設、その他（具体的に記入）

◎記入上の注意◎

- 「快適職場認定制度規程」、「第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件」、「第1回快適職場認定申請案内」を熟読のうえ、指定された資料を黒枠内にご記入ください。
※上記資料は http://www.nikkenren.com/sougou/ikusei_4.html からダウンロードできます。
- フォントの種類やレイアウト等、書式は自由です。ただし、フォントサイズは原則的に 10.5ポイント以上にしてください。
- 画像データは、必要に応じて圧縮し、ファイルサイズを抑えてください(ただし、画像の内容が読み取れることをご確認ください)

2) 快適施策の実施状況を示す資料

【審査項目①】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

外気温等の影響を緩和するのに必要十分な冷暖房機器を作業現場に設置していること
※高温・多湿な作業現場では、暑さ(WBGT)指数を低減させるのに十分な機器類(扇風機、送風機、ドライミスト、遮光ネット、日よけテント等)を設置していること

① 設置されている機器類の写真



② 冷暖房機器類の設置によって適正な温熱環境が維持されていることを示す説明文
をご記載ください

- ・当現場では、事務所・会議室・休憩室等の全室にエアコンを設置して、オフィスで出来る節電対策を実施しており、環境省が推奨している、夏季は28℃、冬季は20℃を目安に冷暖房機器の温度設定を行っている。
また、フィルターの清掃を1ヶ月に一度実施している。

【審査項目②】《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

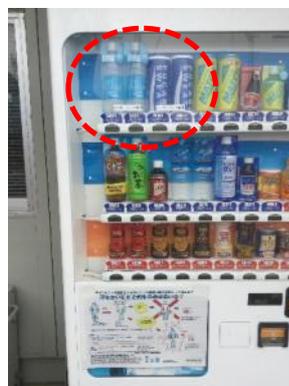
作業現場に水分・塩分の摂取のための飲料等(熱中飴・タブレット、経口補水液等)を常備し、作業員が必要に応じて摂取できる状態にしてあること

① 飲料等の種類

- ・アイトニック飲料
アクエリアス、ポカリスエット
- ・ハイポニック飲料
アクエリアスゼロ、塩 JOY サポート

② 常備の状況、を写真と文章等でご説明ください

- ・夏季の現場作業時には、朝礼後に塩バナナとアイトニック飲料、昼休憩にはハイポニック飲料を配布している。(売店・自動販売機にて飲料は常備している。)



【審査項目③】 《温熱条件(外気温等の影響緩和)》

透湿性、通気性、冷却性、保温性の高い服装(ヘルメットも含む)を支給、または購入費補助の制度があること

- ①服装の写真、②その服装の冷却・保温機能(効果)、③制度の内容、
④支給または購入費補助の実績、
についてご記載ください

①空調服・防寒服



②冷却・保温機能の効果

(空調服)

- ・標準で使用した場合は最大で8時間使用することが可能で、夏季の気温が高い日に着用することで熱中症予防になる。

(防寒服)

- ・軽くて暖かく熱を外に逃がしにくいアルミメタシートを使用している。

③制度の内容

- ・1人1着でサイズなどを報告し、現場に支給される。
空調服については、協力会社(作業員)へも着用を推奨しており、別紙②の通り、販売対応も実施している。

④支給または購入補助の実績

別紙①参照(申込書参考例)

【審査項目④】 《作業空間の確保》

整理整頓の実施、標識などの設置による作業空間・通路の確保、注意喚起機器類[WBGT 警報機器、切羽崩落予測装置、赤外線センサ音声案内機、等]の設置、等

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①作業員通路



②通路を単管バリケードにて区画し、通路の明示、歩車分離を行い、作業場所まで安全に素早く移動することが出来る。

■施策(二)

①WBGT 警報機器



②事務所前に警報機器を置き、3時間ごとに WBGT 値を計測し、注意喚起を行っている。

■施策(三)

①ノーヘル通路



②他の作業通路と別仕様とすることで、ノーヘル通路を明確にして、作業員の利便と安全を確保する。

【審査項目⑤】《視環境、空気環境、音環境の管理》

照明設備の増設、換気・集塵装置の設置、鉄板敷や散水による粉じん防止、防音パネル等の設置、等

① 施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①仮設照明



②現場照明を適正に増設することで、足元不注意による転倒を防ぐ。

■施策(二)

①現場内鉄板敷き状況



②現場に鉄板を敷き、土砂の表出を無くし、車両通行及び風散による粉塵を防ぐ。

■施策(三)

①低振動低騒音型バックホウ



②低振動・低騒音型バックホウを使用し、騒音や振動を最小限に抑えている。

【審査項目⑥】 《身体負担・労力軽減》

労力軽減を目的とした生産性向上施策の導入(ICTの活用等)、作業姿勢改善のための作業台設置、重量物運搬作業の負担軽減策の実施[助力装置導入、作業場の無段差化等]、等

①施策の内容が分かる写真

②その具体的な機能・効果(省人化効果、工期短縮効果、など)についての説明文を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①「電子黒板」による工事記録写真の保管



②作業所業務のアウトソーシングの1つとして、工事写真管理業務の一部を外部委託することで業務負担を低減することが出来た。

■施策(二)

①「Pepper君」による新規入場者教育



②新規入場者教育時の説明を Pepper 君に行わせることで、業務分担が低減した。

■施策(三)

①「インタラクティブプロジェクター」の活用



②プロジェクター投影画面に専用のデジタルペンで書き込み等の操作をすることで、会議体議事録の即時作成および配信ができ、業務に効率化が図れた。

【審査項目⑦】《その他》

前述の審査項目①～⑥以外で、作業員の心身の負担軽減を目的として、作業空間や作業方法についての作業所特有の問題に対する改善策を実施していること

①施策の内容が分かる写真、②その具体的な機能・効果についての説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①フォークリフトの導入



②多人数で持ち運ぶものを、機械を使用することで、作業員の負担を減らすことができる。

■施策(二)

①場内巡回パトロール用 5人乗りカート採用



②作業所敷地が広大なため、場内パトロール用に5人乗りカートを採用し、通常の徒歩による場内移動の時間を減らし、パトロールの時間を適正に確保した。今後、作業員移動用の場内バスの運行を計画している。

■施策(三)

①サテライト休憩所の設置



メイン休憩所

サテライト休憩所①

サテライト休憩所②



②作業所敷地が広大なため、作業員に休憩時間を有効に活用してもらうべく、メイン事務所に配置している休憩所とは別に、サテライト休憩所を2箇所設置している。

【審査項目⑧】《トイレ》

水洗・洋式便座・男女別で、清潔に維持管理されていること。

仮設の場合は、国土交通省が定める「快適トイレ」の仕様(『第1回快適職場認定制度 審査項目及び認定条件』参照)を全て満たすものとする。なお、現場に男女がいる場合は、男女別に設置すること。

①トイレの写真(現場に男女がいる場合は、男女別のトイレの写真)、②説明文、
をご記載ください

※仮設の場合、別添資料として快適トイレの仕様を満たすことが分かる書類(パンフレット、国土交通省が発表した「快適トイレ事例集」など)も添付すること

①トイレ(左:女子トイレ、右:男子トイレ)



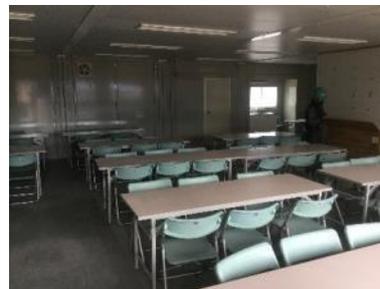
②週3回のトイレ清掃を職長会主体で行い、女性専用休憩室に女子トイレを設置している。
男女で別のトイレとしている。(全てウォシュレット機能付き)

【審査項目⑨】《健康・衛生保持のための施設、設備》

冷暖房設備付きの休憩室(休憩車も含む)を設置していること

① 施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

①現場休憩所



②冷暖房付きの休憩所を設置することで、夏季には熱中対策として活用し、
冬季には寒さにより手が悴むのを防ぐことに活用することができる。

【審査項目⑩】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

喫煙室の設置など、分煙対策をしていること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

① 喫煙所



② 詰所と喫煙所を分けることで、非喫煙者に配慮した分煙対策を行っている。
吸い殻入れについては、当番制にて毎日清掃を実施している。

【審査項目⑪】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

シャワー室等の洗身施設を設置していること

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

① シャワー室



②作業員が帰宅する際に汚れを落とすことができるようにシャワー室を設置し、
健康・衛生面に配慮している。

【審査項目⑫】 《健康・衛生保持のための施設、設備》

その他の「健康・衛生保持のための施設」を設置していること(運動施設、仮眠室、相談室等の設置)

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

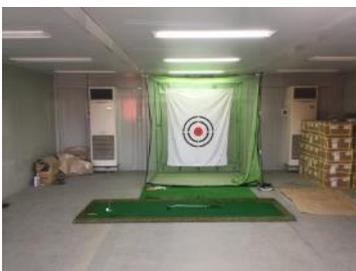
①レインコート干し場



②レインコート干し場を設置し、中に乾燥設備を設置することで短時間で乾くようにしている。

■施策(二)

①ゴルフ練習スペース



②適度な運動によるリフレッシュが出来るようにゴルフ練習スペースを設置した。

■施策(三)

①学習スペース



②健康衛生保持等に対する教育を定期的に行うことができるよう専用の学習スペースを設けた。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店（自販機を含む）、家庭用家電製品（冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等）、等の設置

①施設・設備の内容が分かる写真、②説明文、

を最大6施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大6ポイントまで])

注)「家庭用家電製品の設置」は複数種類・複数台の設置でも加点は1ポイントのみとします

■施策(一)

①売店および各種自動販売機(飲み物・菓子パン・カップ麺他)



② 作業員の利便性を満たすため、売店を設置し、飲食物・消耗品(軍手他)を購入できるようにした。また、様々な種類の自動販売機を設置し、軽食を手軽に購入できるようにした。

■施策(二)

①鍵付きロッカー(作業員専用)



②貴重品管理がしやすくなるように作業員個人専用の鍵付きロッカーを設置した。

■施策(三)

①洗濯室



②作業員の要望により作業での汚れを作業時間内にクリーニングができるよう洗濯室を設置した。

【審査項目⑬】 《その他、利便性向上のための施設、設備》

洗面所、更衣室、鍵付きロッカー、食堂、売店(自販機を含む)、家庭用家電製品(冷蔵庫、電子レンジ、洗濯機等)、等の設置

※前頁の続き

■施策(四)

①小町ルーム



②女性専用の休憩室・洗面所・トイレ・シャワー室を完備した「小町ルーム」を設置した。

■施策(五)

①職長会室



② パソコン・コピー機・専用モニター等使用可能なOA機器も完備した職長会室を設置した。

■施策(六)

①ヘルメット洗浄機



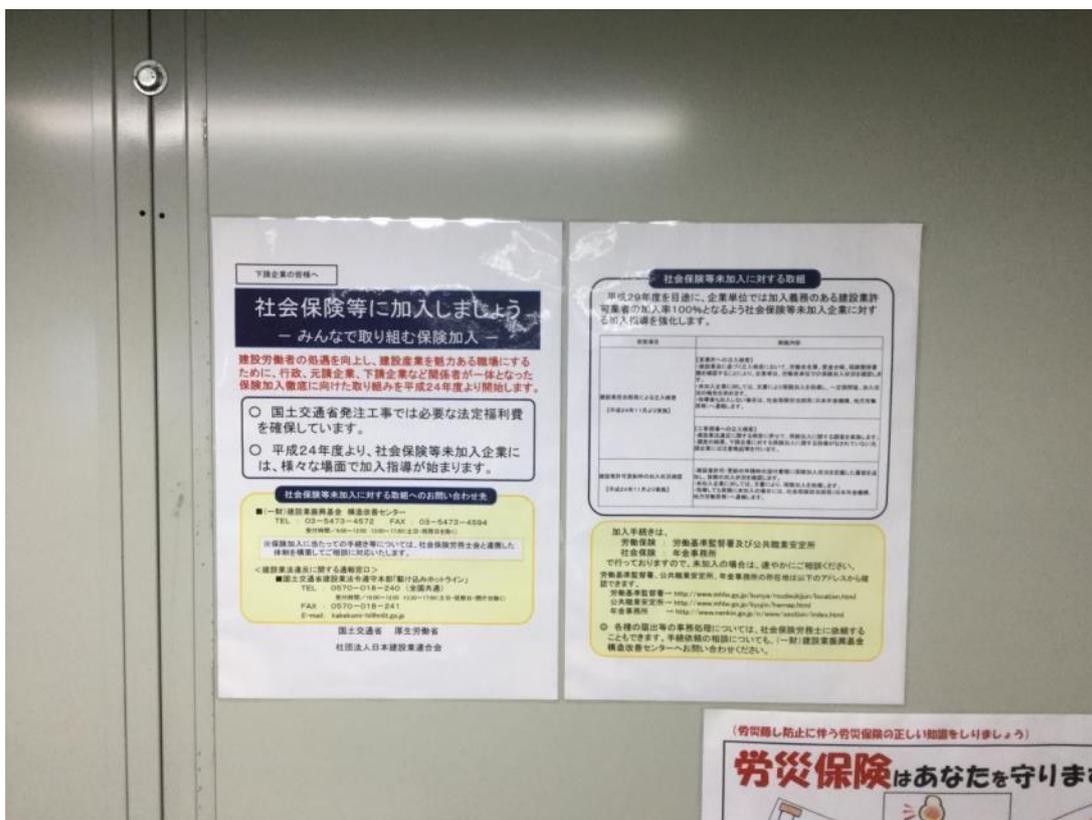
②作業員の衛生面に配慮し、ヘルメット洗浄用の専用機器を設置した。

【審査項目⑭】 《社会保険や建退共への加入推進》

現場において、社会保険加入に向けた、下請会社、現場入場者に対する周知徹底・指導等を実施していること(ポスターの制作および掲示等)

①周知に用いた資料(ポスター等)の写真、②周知徹底・指導等の方法、
 について、ご記載ください

① 社会保険ポスター



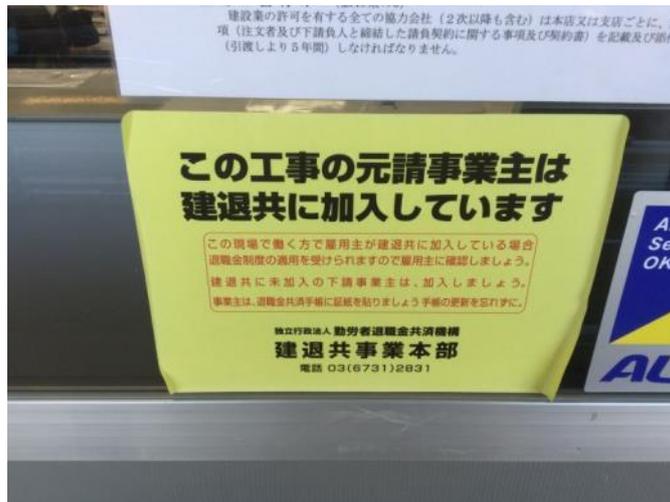
② 毎月行っている災害防止協議会の資料として協力会社に配布し、周知している。
 また、グリーンサイト上にて社会保険未加入者(未加入企業)がいないか毎週確認している。

【審査項目⑮】《社会保険や建退共への加入推進》

建退共制度適用標識シールを掲示するとともに、加入周知をしていること

- ①掲示している建退共制度適用標識シールの写真、②加入周知に用いた資料(ポスター等)
③加入周知の方法、
について、ご記載ください

①建退共制度適用標識シール



②加入周知に用いたポスター



- ③毎月の災害防止協議会の資料として協力会社に配布し、周知している。

【審査項目⑯】 《長時間労働の是正》

日建連会員企業が36協定を締結する従業員を対象とし、下記の「時間外労働の改善目標」に沿って時間外労働の削減に取り組むとともに、本自主規制に準じた取り組みを行うよう、下請企業に対しても要請していること

- ・年間の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・複数月の上限:会員企業の自主的な取り組み
- ・1か月の上限:100時間未満(休日労働を含む)

なお、管理監督者は対象外とされているが、従業員の健康管理の観点等から、管理監督者についても、本自主規制に準じた取り組みがなされることが望ましい

①具体的な数値目標、②目標達成のための取り組み方法、③目標に対する達成度、
についてご記載ください。

また、達成度が不十分な場合は、更なる改善方策についてもご記載ください

①数値目標

- ・年間の上限:960時間以内
- ・月の上限:80時間以内

②目標達成のための取り組み方法

- ・社員の現場赴任時の面談実施による現場方針と各人の労働時間目標を確認し、上長と共通認識を持って就労するように取り組んでいる。
- ・社員全体打合せ等の日常業務は出来る限り定時時間に行い、時間外削減に努めている。
- ・集中的に事務業務を行えるように「デスクワークタイム」を設けることで作業の効率化を図っている。
- ・毎週、最低1日は「ノー残業デー」を設けている。

③目標に対する達成度

- ・現状での達成度は約80%である。

作業所内において、社員全員の情報を開示することで、お互いに時間外労働の削減に対する意識を向上させ、さらなる長時間労働の削減に努めている。

<p>【審査項目⑰】 《長時間労働の是正》</p> <p>4週6閉所以上の実施(この場合、4週6閉所は原則として各月の第2、第4土曜日を閉所することとする)</p> <p>※土日閉所が困難な場合は、振替閉所を可とする(振替閉所とは、土日の閉所が困難な場合、工期内に週休二日相当の閉所日を確保することである。降雨日等の現場作業不能日を含む。また、当面、祝日等を振替閉所として扱うことを可とする)</p> <p>審査対象期間における、月ごとの閉所実績をご記載ください</p> <ul style="list-style-type: none"> ・着工日が平成28年12月1日以前の場合 →平成28年12月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績 ・着工日が平成28年12月1日より後の場合 →着工日の翌月分から申請日の前月分(平成30年1月分)までの、月ごとの閉所実績 			
期間	第2、4土曜日+日曜日の合計数	申請作業所における閉所実績	
		閉所日数	閉所日
【記入例】	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
平成28年 12月	6		未着工
平成29年 1月	7		未着工
2月	6		未着工
3月	6		未着工
4月	7		未着工
5月	6		未着工
6月	6		未着工
7月	7		未着工
8月	6		未着工
9月	6	7	3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、23(土)、24(日)、30(土)
10月	7	7	1(日)、8(日)、14(土)、15(日)、22(日)、28(土)、29(日)
11月	6	6	5(日)、11(土)、12(日)、19(日)、25(土)、26(日)
12月	7	8	3(日)、9(土)、10(日)、17(日)、23(土)、24(日)、30(土)、31(日)
平成30年 1月	6	6	7(日)、13(土)、14(日)、21(日)、27(土)、28(日)

【審査項目⑱】 《長時間労働の是正》

その他の環境整備

(定時退社推進のための環境整備、有給休暇の取得促進のための環境整備、振休の確実な取得のための環境整備、フレックスタイム制などの柔軟な働き方がしやすい環境の整備等)

①具体的な数値目標、②目標達成のための取組み方法、③目標に対する達成度、
について、最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

- ①「プレミアムフライデー(毎月最終金曜日)」を取得
- ②当日午後3時に現場を切り上げることが出来るように前日までに社員間で打合せを行う。
- ③約60%で「プレミアムフライデー」を取得している。

■施策(二)

- ①「社員休暇予定表」による休暇取得管理
- ②毎月の休暇予定表を作成し、社員間で共有し、担当社員が休日の場合でも業務に支障が出ないように取り組んでいる。
(社員同士のバディ制度を導入し、計画的な土休・振休・有休取得を推進し、年間の所定休日数を取得できるよう努めている。)
- ③約70%で休暇を取得することができている。

■施策(三)

- ①「勤務管理システム」による就労管理
- ②社員全員が勤務管理システムを利用し、日々の時間外業務・休暇予定等の事前申請及び実績報告を行い、上長・支店管理者にて社員の就労状況を常に確認・管理している。
社員の業務状況に応じて、都度、長時間労働の是正に向けた適切な指導をしている。
- ③毎日、必ず申請・報告を実施している。

【審査項目⑱】《安全衛生教育の推進》

建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた安全衛生に関する知識習得への支援(研修会等の実施)

①施策の内容が分かる写真、②説明文、
をご記載ください

① 高所作業車資格の特別講習



② 支店安全管理部門に講師を依頼し、高所作業車の特別講習を現場で行うことで、資格を必要とする作業員の支援を実施している。

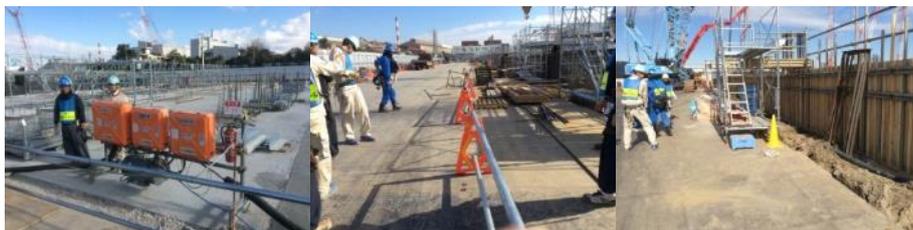
【審査項目⑳】 《安全及び健康に関する意識啓発》

職長会による安全パトロールの実施、作業所内表彰の実施、健康相談会・AED 使用講習会等の開催、メンタルヘルス対策の実施、目安箱等の設置による意見吸い上げ、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①現場職長会パトロール状況



②毎週現場内の安全パトロールを行い、指摘事項については、日例打合せ・ipad 写真共有機能等を用いて情報共有し、即時に是正対応している。

■施策(二)

①全国安全週間・全国労働衛生週間を利用した安全・衛生教育



②全国安全週間や全国労働衛生週間の際に、安全・衛生に関する教育を実施している。

■施策(三)

①健康 Life 体操(外部講師招聘)



②外部専門講師に依頼し、現場にて健康 Life 体操のレクチャーをしてもらう。

【審査項目①】 《建設業に対するイメージアップへの貢献》

仮囲いの工夫(照明設置、装飾、デザイン工事看板、緑化等)、懇親イベントの開催、見学会の開催、等

①施設の内容が分かる写真、②説明文、
を最大3施策までご記載ください(1施策につき1ポイント[最大3ポイントまで])

■施策(一)

①仮囲いのデザイン変更



②仮囲いの一部をクローバーデザインに変更し近隣に対して親近感をもってもらおう。

■施策(二)

①安全大会・親睦会の開催



②作業員のやる気を起こさせるべく、工程節目に安全大会・親睦会を行い、安全・環境に貢献した作業員を表彰する。

■施策(三)

① カフェテリア



② カフェテリアを設置し、休憩するスペースを、よりくつろげる空間にした。

以上

※事務局記入頁

項目	配点	得点
①	必須	○
②	1	1
③	1	1
④	最大3	3
⑤	最大3	3
⑥	最大3	2
⑦	最大3	3
⑧	必須	○
⑨	必須	○
⑩	必須	○

合計 X:

13

項目	配点	得点
⑪	1	1
⑫	最大3	2
⑬	最大6	6
⑭	必須	○
⑮	2	2
⑯	2	2
⑰	2	2
⑱	最大3	3
⑲	1	1
⑳	最大3	3
㉑	最大3	2

合計 Y:

24

総合計:

37

認定基準
32 ≦ 快適職場(プラチナ)
28 ≦ 快適職場

- ・⑥(一):外部への委託は審査対象に該当しないと判断し、加点なしとしました。
- ・⑫(三):「健康・衛生保持のための施設、設備」には該当しないと判断し、加点なしとしました。
- ・㉑(三):「建設業に対するイメージアップへの貢献」には該当しないと判断し、加点なしとしました。

(別紙①)

【社員用空調服申込書(参考例)】

本社〇〇課 御中

作業所コード	123456789	123456789	123456789	123456789
作業所名	〇〇□□新築工事	〇〇□□新築工事	〇〇□□新築工事	〇〇□□新築工事
〒番号	123-4567	123-4567	123-4567	123-4567
住所	〇〇県△△市□□ 123-44	〇〇県△△市□□ 123-44	〇〇県△△市□□ 123-44	〇〇県△△市□□ 123-44
電話番号	123-456-7891	123-456-7891	123-456-7891	123-456-7891
担当者名	戸田 太郎	戸田 二郎	戸田 三郎	戸田 四郎
氏名コード	1234567	1234568	1234569	1234560
注文社員名	戸田 太郎	戸田 二郎	戸田 三郎	戸田 四郎
サイズ別注文数	S			
	M			
	L			1
	L	1	1	1
	3L			
	4L			
	5L			
計	1	1	1	1
建1・土2				
備考				